

旅費業務の効率化の取組み ～「迷う、悩む、手間取る」の解消に向けて～

速水 裕一

中部地方整備局 総務部 会計課 (〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1)

中部地方整備局においては、年間約40,000件を超える出張があり、出張者に対しては、「国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法）」のほか、様々な基準に従い、旅費を適正に支給する必要があるが、その事務処理に要する負担が課題となっている。

当地方整備局において、平成29年度から、旅費に係る事務処理の負担軽減を図ることを目的に取り組んでいる「旅費業務の一部集約化」や「旅費等内部管理業務共通システム（以下「SEABIS）」の導入についての事例を紹介する。

キーワード：「迷う、悩む、手間取る」、「旅費サポートセンター」、「SEABIS」

1. はじめに

国家公務員等に支給する旅費については、「旅費法（第1条）」に以下のとおり定められている。

「この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ることを目的とする。」

図-1「旅費法 第1条（抜粋）」

旅費法の第1条では、公務のための旅行をする場合に支給する旅費の種類、支給額、支給方法、調整等についての一般的な基準を定め、これらの基準に従い、国費の支出を伴うものであるため与えられた予算の範囲内において必要最小限の旅費を適正な基準に従って支給するとしている。

（「旅費法詳解」抜粋）

2. 旅費業務の現状及び課題

中部地方整備局においては、年間約40,000件の出張があり、主に旅費事務担当者（以下「担当者」）が、その事務処理を行っている。

旅費事務を行うにあたり、「旅費法」のほか「諸般の基準」が複数定められているため、担当者において「迷う、悩む、手間取る」といった状況を生み出し、事務処理が遅延するといったケースが見受けられる。

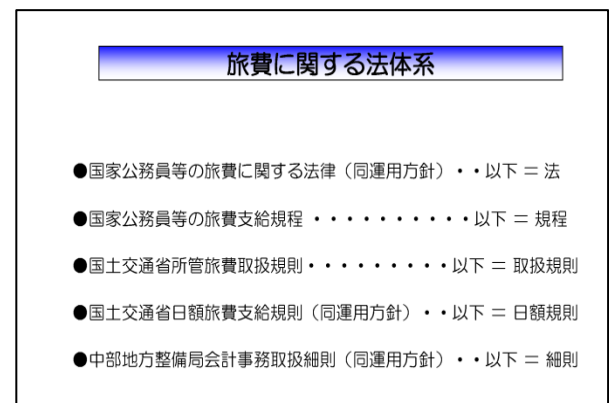


図-2「旅費に関する法体系」

このような状況から、出張者に対して、旅費支給が遅延するなどの問題が少なからず起こっているのが現状である。

旅費は、旅行中に必要となる交通費、宿泊料等の経費にあてるため支給される費用であり、支給が遅延するということは、出張した職員等に長期間の立替負担が生じることとなる。

また、旅費支給に際し、担当者としては「国費の適正な支出」という観点に着目するため、支給する交通費について微々たる差額をめぐって最安値を極限まで追求する傾向が見受けられることもある。

そのようなことが、かえって担当者の事務処理に要する時間コストが増えることとなり、トータルコストを増大させ、非効率を生じさせているとも考えられる。

当地方整備局においても、過去から「中部地方整備局イントラネット」での「事務連絡等」の周知や「担当者会議」等を通じ、担当者のスキルアップに努めてきているところであるが、近年、基準が改正されることも多く、余計に「迷う、悩む、手間取る」といった状況を生み出している現状にある。

3. 事務処理が滞る具体的なケースについて

本章では上記の問題を発生させている具体的なケースについて考察する。

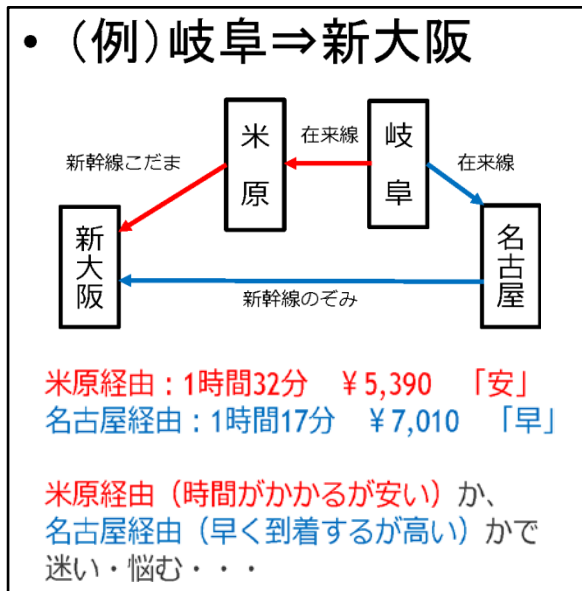


図-3 (担当者を悩ませる事例)

また、「旅費法」第7条において、以下のとおり定められている。

「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法に旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する」

図-4 「旅費法 第7条 (抜粋)」

この「最も経済的な通常の経路及び方法」という抽象的文言の解釈に悩むことが多くある。

担当者は出張者から「旅行経路の選定」について相

談を受け、「最も経済的な通常の経路及び方法」について定めた、過去の「事務連絡」や過去の類似するケースを調査することに、多くの時間を費やす結果となっている。

また、担当者が「旅行経路の選定」を間違えた場合には、出張者へ旅費を支給した後、内部監査等で戻入となる事態も想定され、担当者の精神的負担とともに、処理が滞留する一因となっている。

4. 問題点における対応について

この他にも「迷う、悩む・・・」といったケースは多々あるが、全府省的には、様々な制度運用上の解釈や取扱いを再整理・標準化した統一的ガイドライン「旅費業務に関する標準マニュアル」の作成や「旅費システム」の統一化などの取り組みが進められ、旅費事務の効率化を図っている。

当地方整備局においても、上記に加え、旅費事務をよりスムーズに処理できるように、以下の取り組みを行っている。

(1) 旅費業務一部集約化による対応

総務部会計課において、事務所担当者が、旅費事務の「何に困っているか」という聞き取りを行った結果、最大の悩みは「適切な経路選定で悩み時間を要している」ということであった。

どの事務所においても「経路選定」の悩みがあり、それをどのように解消していくか検討した結果、旅費事務を補助（サポート）するセンターを設置して、専門性を備えた職員が、集中的に事務処理することが、事務所の旅費事務の負担の軽減につながるという考えに至った。

平成29年7月から総務部会計課内において「旅費サポートセンター（以下「サポートセンター」）」を設置し、旅費業務の一部集約化を行っている。

具体的な「業務集約化イメージ」としては、以下のとおりである。

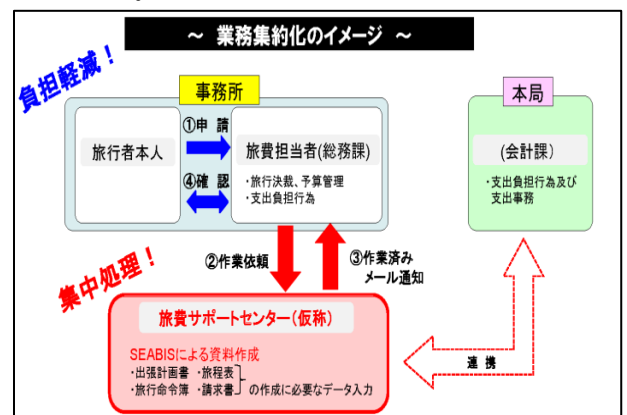


図-5 (事務処理イメージ)

また、旅費業務の一部集約化をするメリットとして、

以下の点があげられる。

- ①サポートセンターで集中的な処理を行うことで効率的な事務処理が可能
- ②専門的な知識を備えた職員が処理することにより適正な経路による旅費計算をすることが可能
- ③適正な経路と旅費支給額を算出することは、過払いによる戻入を減らすメリットがある。
- ④精度の高い旅費計算を行うことにより、請求時において形式的な審査で済み、事務所及び会計課の業務簡素化・効率化に繋がる。

(2) 「旅費等内部管理業務共通システム（以下「SEABIS）」導入による対応

国の機関の旅費業務については、合理化・効率化を図るために、平成26年9月から府省共通システムである「SEABIS」を本格稼働させて、利用開始されており、国土交通省の各地方整備局においても平成29年度から「SEABIS」を順次導入し、旅費関係書類を電子化等することにより旅費業務の合理化・効率化を図っている。

悩みの種の1つでもある「経路選定」についても、SEABIS画面上に表示される概ね5つの代表経路のうちから、以下のとおり選択する基準が設けられた。

- ① 旅行者は、SEABISに代表的に表示される経路のうち、最も安価な経路
- ② 旅行命令権者の判断により、最安経路（①）以外の経路の選択可能
- ③ ①、②の経路によりがたい場合には旅行命令前に会計課と協議

経路		代	早	安	業	行程区別	運賃	指定料金	自由料金	グリーン料金	所費時間	乗換回数	片道金額	
1	岐阜 - [J] 東海旅客線快速・大垣行 - 大垣 - [J] 東海旅客線・米原行 - 米原 - [J] 新幹線（みどり線）新大塚行 - 新大塚	代	安				158.3	2,580	2,000	0	0	1時間29分	2	5,380
2	岐阜 - [J] 東海旅客線快速・豊橋行 - 名古屋 - [J] 新幹線（みどり線）新大塚行 - 新大塚	代	案				216.9	4,000	3,810	0	0	1時間4分	1	7,910
3	岐阜 - [J] 東海旅客線快速・豊橋行 - 名古屋 - [J] 新幹線（みどり線）新大塚行 - 新大塚	代	案				216.9	4,000	2,000	0	0	1時間29分	1	6,800
4	岐阜 - [J] 東海旅客線快速・豊橋行 - 名古屋 - [J] 新幹線（みどり線）新大塚行 - 新大塚	代	早	案			216.9	4,000	3,810	0	0	1時間7分	1	7,910

図-6 (SEABIS経路選定画面)

また、当地方整備局において、平成31年度1月からは、書類の電子化を行い、概ね事務処理を「S

EABIS」の画面上にて行うようになり、これまで事務所で行っていた支出負担行為事務を本局において一括処理することにより、より事務の効率化が進んだと考える。

5. 取り組みの効果

このように「旅費業務の一部集約化」及び「SEABIS」の導入により、事務所の担当者からは「悩みの種である経路の選定をしてもらえるので助かる」との声もあり、以下の効果があったと考える。

- ① 事務所旅費担当者の「迷う・悩む・手間取る」の軽減
- ② 任期付職員、期間業務職員が旅費業務を主に担当している事務所もあり、直属の上司である総務係長等の負担軽減
- ③ 出張前に会計課（旅費サポートセンター）において旅行経路のチェックをすることにより、旅費精算請求書（支払い時）の会計課内の決裁の簡素化

なお、平成30年度には、旅費サポートセンターに合計981件の作業依頼があり、その処理時間(1件当たり)は、約3時間であった。

事務所の担当者において、「迷い、悩む」といったことに費やしている時間（1件あたり約3時間）を、他の業務に振り分け、当該時間を有効的に活用し、業務の平準化にも寄与しているものとする。

6. まとめ

近年、各種行政事務において電子化が図られ事務効率化が進みつつある。旅費事務についても、近い将来、さらなる「システム化」が進むことになるとされる。

そのためには、複雑化した事務を可能な限り簡素化させることが益々必要になってくる。

しかし、今後において、旅費事務の簡素化が進むことになったとしても、「国費の適正な支出」という観点を置き去りにしてはならない。

日常、旅費事務を行ううえで、多数にわたる旅費の事務処理に追われていると、旅費法の本来の目的を見失いがちになることもある。

このような発表の場を設けていただいたことを契機に、今後においても旅費法の本来目的である「国費の適正な支出」という観点と、時代の要請とともに、旅費事務を行う上で何が求められているかを常に意識し、事務を行うことが重要と考える。

最後に、担当者が「迷い・悩む」といったことに費やしている時間を、より有効的な時間に振り向けることが、全体として、国民サービスの向上や行政コストの低減に繋がっていくとの考えを念頭に置き、さらなる旅費事務の合理化・標準化を図って行きたい。

参考文献

「国土交通省会計実務要覧」（ぎょうせい）
「旅費法 詳解」（学用書房）